

被告準備書面（三六）について（続き）

（伊方沖活断層地震動の評価の誤り）

本件2号炉審査においても、実際に存在していることが明らかな伊方沖断層は、垣見証人自身が「松田式で計算すればM 7.6になる」というのであるから、まず第一に、この断層の地震規模を2号炉審査で「M 7程度、もしくはそれ以下」と、八分の一以下の地震規模に判断したことは決定的誤りである。

その上に、伊方沖断層が動けば「伊方の敷地への最大の地震動は473ガルになる」と、被告自身が認める加速度が、3号炉審査では予測（62回調書p13裏2行目から同10行目）できたのであるから、本件2号炉審査での、被告書面p1（一）の「荷重が終われば、何等の変形も残らず、元に戻る」ことが求められている設計地震動に、実際に存在する断層から発生すると、被告ら自身が予測している地震動よりも、半分以下の小さい地震動の「200ガル」を採用したこと、決定的な誤りである。

これらの被告の認める加速度にとどまらず、被告が、いかなる根拠も示さず、説明もなしに「原告の独自の主張」と無視しようと図っている直下型地震の計算で、M7.0、震源深さ11キロでは、敷地の加速度は「529ガル」になり（原告書面「立地条件七」p19）、芸予地震M7.6を、被告の計算方法に従い、一つ低いM7.5で直下型で計算すれば「601ガル」になる（同・p41）。

これらの、2号炉についての申請者と被告が「良し」と判断した敷地での地震による加速度の、数倍になる加速度が敷地で発生すると予測できる加速度を、原告が指摘

したのに対して、被告は、なんと、本件審理では全く行っていない、1号炉の「証言録」を持ち出し、こうした、本件敷地周辺での地震や、伊方沖断層からの、敷地での加速度ではないものでしか、「反論」として示すことができないのである。

「施設は壊れない」としか弁明をせず、その具体的な根拠となる、本件原子炉の敷地地盤における地震動についての、原告の指摘に対する反論も根拠も示すことができないままの被告の詭弁は、どこまでいっても詭弁でしかない。それは、単に目先をゴマカスだけの方法で、何等の具体的な反論にはなりえない。

伊方沖活断層の評価についての被告らの誤りは、誰が判断しても、許可処分の取消に値する誤りである。 （終わり）

会計報告（'00.2/1～2/29）

収入

ニュース講読料	22,000
コピーデ	4,440
計	26,440

支出

ニュース印刷代	23,850
郵送料	8,270
振替手数料	480
資料費	21,600
最終書面作成支援	100,000
弁護団集会補助	50,000
計	204,200
差引	-177,760
積立金合計	1,873,344

伊方訴訟ニュース

第319号

2000年3月15日

伊方原発訴訟を支援する会

連絡先 〒560-0047 大阪市北区西天満4-9-15 第一神明ビル
藤田法律事務所 電話 06-6363-2112 口座 00930-0-48780

2号炉訴訟

22年間にわたる画期的な住民本人訴訟も 3月24日に結審

伊方原発1号炉の設置許可取消訴訟が松山地裁で進行中の1977年3月30日に、当時の総理大臣福田赳氏は、引き続いで2号炉の増設許可を四国電力に与え、「これでもか」と住民への圧力を強める暴挙に出た。

我が国初めての原発行政裁判に全力を傾注していた1号炉訴訟弁護団に、原告住民らはこれ以上の負担をかけることを躊躇した。さりとて、国と四国電力、さらには愛媛県や地元自治体の伊方町などが一体となって仕掛けてきた住民への攻撃を見逃すこともできないという情況の中で、1号炉訴訟の法廷で、権力・金力一体の攻撃の理不尽さを知った住民らは、1号炉裁判と並行して、敢然と自力で闘うことを決意するに至った。

住民らは、1977年5月28日、2号炉増設許可処分に対する異議申立を提出、松山市で、科学技術庁のお役人相手に、口頭による申立も行った。しかし、国は、まともな答弁もできないままに、1978年3月10日、住民らの異議申立を却下した。そして、2号炉の増設許可処分の取消を求めて住民が松山地裁に提訴したのは、それから約3ヶ月後の1978年6月9日であった。

それ以後の法廷での原告らの驚異的とも言える奮闘ぶりは、「訴訟ニュース」で紹介してきたとおりである。次々と交替した裁判長は、「弁護士さんに頼んだら」と声をかけることが多かった。しかし、審理が進につれて、押しつけられた危険な原発に對して、自らの命と生活を、働きながら守ろうとしている原告らの必死さと、その主張の厳しさに裁判官たちも引き込まれていった。

特に、活断層の過小評価のために六千余名の死者を出した阪神大震災後、高知大学岡村教授が、原発敷地沖の至近距離にある断層は、巨大で活動性の高いA級の活断層であることを明確な証拠で示し、1号炉訴訟以来の原告住民側の主張が裏付けられてからは、原告側の圧倒的な攻勢が法廷を支配してきた。

さらに、JCO事故はじめ、各地の原子力施設で継続してきた事故・事件の数々は、電力会社と国が振りまき、裁判官たちにも

2号炉第68回公判

3月24日（金）午前10時から
午後 4時まで
松山地裁大法廷

影響を与えてきた「安全神話」を崩壊させた。

そうした中で、結審を迎える。被告国側は、前回の法廷に最終準備書面を提出した。その内容は、お粗末の一語に尽きる。結審の法廷では、それを粉碎する内容の書面と意見の陳述を原告らが行う。

支援の傍聴を！

3号炉損害賠償裁判 住民を馬鹿にした答弁

通産大臣が1986年5月に伊方3号炉の設置許可を認めたことに対して、広野房一さんら1379人の周辺住民が、行政不服審査法に基づいて許可処分に対する異議申立を行った。ところが、歴代の通産大臣は11年間に渡ってな何の対応もしないままに放置し、その間に3号炉は建設・運転を開始してしまうという無茶苦茶な事態となつた。

こうした国の違法な行為を、合計500万円の損害賠償を求めることで追及しようと、申立人の中の10名が松山地裁に昨年8月に提訴した。その第2回目の口頭弁論が、昨年12月24日に開かれた。

当日の法廷に被告の国は準備書面（一）を提出し、それには、原告住民側の訴えに対する反論が述べられていたが、その内容は、以下に示すように、住民を愚弄し、その権利の侵害を平然と認めるというひどいものである。2月24日の次回法廷では、原告側からの厳しい反論が提出される予定となっている。

原告住民側の主張①：

「歴代通産大臣の行為は、迅速な手続きによる国民の権利・利益の救済を図る行政

不服審査制度の目的を定めた行政不服審査法の条項に違反している。」

被告国の答弁：

「伊方1号炉訴訟など、同種の事案に関する最高裁判決を初めとする司法判断の成り行きや、その内容を踏まえて行うことがより適切であると判断し、本件異議申立の審理については、他での司法判断との整合性も含めて慎重に行うこととしたため6年かかり、さらに、申立人の人数が多く、申立に対する決定に関する事務手続きに6年かかったという正当な理由があつて違法性は全くない。」

原告住民側の主張②：

「通産大臣は原告らの意向をすべて無視して、一方的に口頭意見陳述の開催場所を決定し、原告らの意見陳述の機会を奪つた行為は行政不服審査の審理の方式を定めた行政不服審査法の条項に違反している。」

被告国の答弁：

「原告らの主張の前提には、伊方2号炉異議申立に関わる口頭意見陳述が、科学技術庁によって、松山市内において開催されたことと本件が高松市で開催されたこととの比較があるかとも思われる。」

しかし、科学技術庁は地方出先機関を有しないのに対して、通産省は地方出先機関を有することが、開催方法の相違を招いたものと思われ、それぞれの行政庁の合理的な判断にゆだねられていたのだから、違法性は全くない。」

科技庁が松山市で「放射性廃棄物シンポ」

市民がアリバイを追及

松山東雲女子大教員 須藤自由児

科学技術庁主催の「放射性廃棄物シンポ

ジウム」（第8回）が2月5日（土）松山で開かれた。私はパネリストの公募に申し込んで当たった。科技庁の説明を要約すれば、シンポジウムは放射性廃棄物処分に関する國の方針を説明する場であるが、一般国民が意見を述べ、また、國の処分懇談会の委員と意見交換をする場である。

古茂田知子さんは反／脱原発の立場のパネリストとして科技庁から指名された。他に、愛媛新聞社の論説委員の大谷氏、そして、四国電力原子力本部長の太田氏が科技庁により指名された地域パネリスト。鈴木篤之氏ほか3名が処分懇談会の委員で中央から派遣されたパネリスト。参加申し込みは219人（当日の参加者は170名）で、40代、50代を中心に男が89%を占めていたこと等から、利害関係者の間で動員がなされたと推測される。

私は自分の準備などで精一杯で、反／脱原発側の参加者の事前の打ち合わせなどの配慮はできず、参加者は声を掛け合つて申込をしただけで、全くばらばらに参加した。本来は廃棄物処分シンポに参加すべきかどうかを議論しておくべきだった。この点は後の反省会で議論し、廃棄物処分の問題とは廃棄物を出す原発の是非の問題だととらえ、今後も積極的に議論を行っていくことを確認した。

古茂田さんは、廃棄物の処分は原発を止めるることを前提にして話し合うのでなければならぬ。埋めてしまうのではなく、地表で管理できる形でやるべきだと主張。私は、廃棄物を出さない=原発を止めることも処分問題の一部だ。原発推進派だけで処分問題を決定し進めて行くことに反対すると述べた。また原発の危険性、科技庁配付予定のパンフの批判等を述べたA4で14頁のレジュメも配付した。

パネリストの発表に続く「会場の参加者を交えた討論」とは、実は、廃棄物処分の推進に都合のよい論点を一方的に提示し、懇談会の委員を次々に指名して喋らせるための時間だったらしく、コーディネーターはアンフェアで非常に強引な議事進行を行つた。私は委員が喋つたらすぐ手を上げ反論し、原発是非論に引き戻し、一方的な向こうのペースにさせないように努めたが、あとで正式に参加者（反／脱原発）一同の名前で抗議文を送る予定。処分懇談会の中村委員が、六ヶ所村には不安を持っている人は全くいないなどでたらめ発言をしたのには、大野恭子さんが現地の反対派住民の通信「うつぎ」を朗読して反論した。非常に感動的だった。また、垂水栄子さんが、原子炉安全審査委員の垣見氏が伊方裁判の証人尋問の中で、活断層はないとしていた杜撰な審議内容を否定して活断層の存在を認めたという話をして、推進側学者が安全だというだけでは決して安心できないということを、理路整然と述べた。準備が不十分な割には、他の会場の場合と比べてまづまづの結果だと思う。いい加減な処分を許さず、脱原発の議論を進めよう。

以下に、市民側パネリストのひとりとして参加された古茂田知子さんの発言要旨と、シンポジウム終了後に市民側参加者が主催者の科技庁あてに送った要望書全文とを紹介しておきます。（編集者）

古茂田知子さんの発言要旨

1960年代、国と電力会社は、原子力発電を始めるにあたって、発電の結果発生する死の灰（放射性廃棄物）のリスクについて、国民に知らせたのでしょうか。児童